

大崎市本庁舎等電話設備（賃貸借）導入事業

公募型プロポーザル実施要領

令和4年7月

大崎市総務部財政課

大崎市本庁舎等電話設備（賃貸借）導入事業公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は「大崎市本庁舎等電話設備（賃貸借）導入事業」の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

（1）事業名

大崎市本庁舎等電話設備（賃貸借）導入事業

（2）事業目的

大崎市本庁舎・東庁舎及び6総合支所（松山・三本木・鹿島台・岩出山・鳴子・田尻）の内線電話ネットワークについて、電話通信設備の強靭化、新しい働き方改革、業務の効率化を目指し、新たにクラウドPBX等による構成を軸に音声基盤の刷新を行い、かつ携帯電話機、及び周辺機器等について賃貸借するもの。

（3）事業内容

本庁舎・東庁舎及び6総合支所の携帯電話機及び周辺機器について賃貸借するもの。

現在、構内交換機、及び固定電話機により構成されている大崎市内線電話ネットワークについて、クラウドPBX及びIP固定電話機と携帯電話機の融合（FMC）により再構成するもの。

（4）履行期間（契約期間）

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

※契約締結の翌日から令和5年3月31日までは、本設備構築期間とする。

（5）提案上限額

提案上限額については、5年間総額で195,000,000円（税込）とする。

ただし、各年度における支払い限度額は次のとおりとする。

令和5年度	39,000,000円
令和6年度	39,000,000円
令和7年度	39,000,000円
令和8年度	39,000,000円
令和9年度	39,000,000円

※ 本金額は本プロポーザルのために設定した限度額であり、契約金額ではない。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次の要件を全て満たしている者とする。

- （1） 大崎市物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成18年3月31日訓令甲第62号）第6条に規定する物品調達等に係る競争入札参加登録簿に登録されている者、又は入札参加審資格申請と同様の書類審査を受け、適格と認められる者。
- （2） 大崎市競争入札参加登録業者等指名停止要領（平成18年3月31日告示第23号）及び大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日規則第39号）の規定による入札参加資格制限等の措置を受けていない者。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。以下同じ。）第1項の規定により入札に参加させることができない者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により入札に参加させないこととされている期間を経過していない者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。

4 実施要領に関する質問及び回答

- (1) 受付期間：公告日から令和4年8月5日（金）午後5時まで
- (2) 受付先 大崎市総務部財政課管財担当 宛て
電子メール：zaisei@city.osaki.miagi.jp
- (3) 質問方法：質疑応答書（様式第1号）により、電子メールで提出のこと。
(電子メール以外での質問は受付しない。)
標題：【大崎市本庁舎等電話設備（賃貸借）導入事業】事業者名 質問
※事業者名の箇所には、貴社の名称を記載のこと。
- (4) 回答方法：提出された質問に対する回答は、令和4年8月10日（水）までに本市公式ウェブサイトに掲載する。

5 提出書類

(1) 一次選考用提出書類（参加表明書等）

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を作成し提出すること。

- ① 公募型プロポーザル参加表明書（様式第2号）
- ② 大崎市物品調達等に係る競争入札参加業者登録書の写し
大崎市の物品調達等に係る競争入札参加登録簿に登録されていない場合は、「大崎市物品調達等に係る競争入札参加資格審査申請における必要書類一覧」に掲げる書類。
- ③ 事業者概要（様式第3号）

(2) 二次選考用提出書類（企画提案書等）

一次選考を通過し二次選考審査に応募する者は、次に掲げる書類を作成し提出すること。

- ① 企画提案書提出様式（様式第4号）
- ② 企画提案書（任意様式）
※提案書のページ数は20ページまでとする（表紙含む）
- ③ 見積書（様式第5号）
※見積書には、事業に要する見積額を示すこと。
- ④ 積算内訳書（任意様式）

6 選考用書類の提出

(1) 提出期限

【一次選考用提出書類】 令和4年8月16日（火）午後5時まで必着

【二次選考用提出書類】 令和4年8月25日（木）午後5時まで必着

(2) 提出場所

〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町1番1号

大崎市総務部財政課管財担当（東庁舎3階）

電話 0229-23-5177（直通）

(3) 提出部数

【一次選考用提出書類】 3部（正本1部・副本2部）

【二次選考用提出書類】 10部（正本1部・副本9部）

(4) 提出方法

【持参の場合】 土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

【郵送の場合】 受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限まで必着とする。

7 一次選考審査

(1) 事務局において、「5-（1）一次選考用提出書類（参加表明書等）」に掲げる書類について審査し、参加資格要件を満たしていることを確認する。

参加資格要件を満たしていることが確認された者に対して、令和4年8月18日（木）までに書面及びメール（参加表明書に記載された担当者のアドレス宛て）によりその旨を通知し、二次選考審査への参加を要請する。また、参加資格要件を満たしていないとされた者に対しては、書面及びメール（参加表明書に記載された担当者のアドレス宛て）によりその旨と理由を通知する。

8 参加表明後の辞退

参加表明書の提出以降、参加を取りやめる場合は、参加辞退届（様式第6号）を提出すること。

(1) 参加辞退届の提出期限 令和4年8月25日（木）午後5時まで

(2) 提出場所 6-（2）と同じ

(3) 提出方法 6-（4）と同じ

9 失格条件

次のいずれかに該当する場合には、失格とする。

(1) 選考用提出書類等提出期限を過ぎて提出した場合。

(2) 提出された書類に虚偽の記載があった場合。

(3) 不正又は公平性を欠く行為等があった場合。

(4) 本プロポーザルの審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の委員及び事務局関係者に助言を求め、又は不正な接触を行った場合。

(5) 参加資格要件を満たすことができなかった場合。

(6) 見積書の見積金額が2-（4）に示す各年度の提案上限額を超えた場合。

（合計だけでなく各年度の提案上限額を超えないこと。）

10 二次選考審査

審査は、審査委員会を設置し、審査委員会が下記（3）の審査基準に基づき審査する。

提出された企画提案書によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション及びヒアリング」という。）を行い、本事業に対する考え方や見積金額などを総合的に審査し、合計得点の最も高い事業者を優先交渉権者に選定する。

審査委員会は、学識経験者及び関係職員の計5名で構成し、委員名については選定における公平性を確保するため、二次選考審査後に公表するものとする。

なお、審査並びにプレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

（1）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

審査委員会において企画提案書等を基にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

日程は、令和4年8月29日（月）を予定している。

詳細な日時等については、電子メール（参加表明書に記載された担当者のアドレス宛て）により通知する。

※プレゼンテーションを行う順番は、二次選考用提出書類の受付順とする。なお、当日、辞退等が出た場合には、順番を繰り上げる。

（2）審査及び選定

審査委員会での説明及び審査委員からの質問に対する回答の内容も企画提案に含むものとする。

① 審査

プレゼンテーション及びヒアリングについては、提案者あたり次のとおりとする。

ただし、提案書に基づき説明を行うものとし、新たな資料等の配布は認めない。

ア 審査時間：75分以内（プレゼンテーション45分以内、ヒアリング30分以内）

イ 出席者：3名まで（発表者は1名とする。質疑応答は出席者全員可）

ウ 準備物：パソコン等を使用する場合は各自準備のこと。

※スクリーン及びプロジェクターは大崎市で準備する。

なお、それ以外の準備及び撤収は提案者で行うこと。

② 選定

ア 各委員（5人）の審査した点数の合計が最も高い者を、優先交渉権者として選定する。

イ 審査の結果、最高得点者が複数の場合は、見積金額が安価である者を優先交渉権者として選定する。ウ 優先交渉権者が契約を締結しない場合には、次に評価点の高い事業者から順次契約交渉を行い、

合意に達した事業者と契約を締結する。

（3）審査基準

審査基準は、次の評価項目による。

審査委員は、見積金額（コスト）を除く各項目の評価点を、次に掲げる採点基準により評価する。その評価点を加重係数で乗じたものを各項目の合計点とする。

審査委員一人あたりの合計点数	200点
審査委員全員（5人）の合計点数	1,000点

【企画提案評価項目等】

評価項目	評価点	加重係数	合計
使用者運用	5	8	40
管理者運用	5	8	40
安定性・通信障害時対応	5	8	40
拡張性・将来性・追加提案等	5	10	50
提案者実績	5	2	10
災害時の取り組み	5	2	10
見積金額（コスト） 見積金額を提案上限額で除した比率（小数点以下四捨五入）により次のとおり配点する。 (1) 100% : 1点 (2) 99%から 97%の範囲 : 2点 (3) 96%から 94%の範囲 : 3点 (4) 93%から 91%の範囲 : 4点 (5) 90%から 88%の範囲 : 5点 (6) 87%から 85%の範囲 : 6点 (7) 84%から 82%の範囲 : 7点 (8) 81%から 79%の範囲 : 8点 (9) 78%から 76%の範囲 : 9点 (10) 75%以下の範囲 : 10点	10	-	10

【評価に対する採点基準】

採点基準	評価点
非常に優れている	5点
優れている	4点
普通	3点
劣っている	2点
非常に劣っている	1点
要件を満たしていない	0点

(4) 審査結果の公表

本プロポーザルの審査結果については、確定後直ちに全提案事業者に書面にて通知するとともに、以下の項目について本市公式ウェブサイトへ掲載の方法により公表する。

- ① 本プロポーザルの参加者名
- ② 優先交渉権者名

- ③ 評価結果一覧表（ただし、選定された候補者以外の参加者名部分については非公表とする。）
- ④ 本プロポーザル審査委員会委員名
- ⑤ その他必要事項

11 企画提案書等の取り扱い

- （1）提出期限後の企画提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。
- （2）著作権は各提案者に帰属する。
- （3）提出された企画提案書等は原則非公開とする。
- （4）提出された企画提案書等は返却しない。
- （5）提出された企画提案書等は審査に必要な範囲で複製する場合がある。
- （6）提出された企画提案書等は提案内容の評価以外に提案者に無断で使用しない。

12 企画提案書などの留意事項

- （1）企画提案書は、1者1提案とする。
- （2）企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- （3）企画提案書等の評価において、不明点等あった場合、補足説明等を求める場合がある。
ただし、当該補足資料等において、提案内容が変わる修正は認めない。
- （4）企画提案書等の作成、応募など本プロポーザルに要する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- （5）参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届を提出すること。
- （6）審査内容に関する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

13 契約条件

本市が選定した優先交渉権者と、契約について協議を行い、大崎市契約規則（平成18年3月31日規則第68号）に基づいて契約を締結するものとする。その際、企画提案書等に記載された項目は、契約時に仕様書に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、本市と優先交渉権者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更、削除を行えるものとする。

したがって、優先交渉権者の決定をもって、企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。なお、優先交渉権者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次順位候補者との協議を行うものとする。

14 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、以下の表のとおりとする。

ただし、各実施日については、本市の事務上の都合により変更できるものとする。

内容		日時
公告		令和4年7月28日（木）
一次 選考審査	質問書提出期限	令和4年8月5日（金）午後5時必着
	質問に対する回答	令和4年8月10日（水）
	一次選考用提出書類（参加表明書等）の提出期限	令和4年8月16日（火）午後5時必着

	一次選考結果の通知	令和4年8月18日（木）
二次選考審査	二次選考用提出書類（企画提案書等）の提出期限	令和4年8月25日（木）午後5時必着
	プレゼンテーション及びヒアリング	令和4年8月29日（月）
	二次選考結果の通知	令和4年8月下旬
契約		令和4年9月下旬